令和４年度　第７回　横浜市環境影響評価審査会　会議録

日　　時	令和４年９月１日（木）13時30分 ～14時55分
開催場所	横浜市役所18階　なみき16・17会議室
出席委員	奥委員（会長）、菊本委員（副会長）、上野委員、片谷委員、酒井委員、田中稲子委員、田中修三委員、田中伸治委員、中西委員、藤井委員、藤倉委員、宮澤委員、横田委員
欠席委員	押田委員、五嶋委員
開催形態	公開（傍聴者　４人）
議　　題	１　（仮称）旧上瀬谷通信施設　公園整備事業　事業内容等修正届出書について ２　２０２７年国際園芸博覧会　環境影響評価方法書について
決定事項	令和４年度第５回審査会横浜市環境影響評価審査会会議録を確定する

議事

１　令和４年度第５回横浜市環境影響評価審査会会議録を確定した。

２　議題

（１）（仮称）旧上瀬谷通信施設　公園整備事業　事業内容等修正届出書について

ア　前回（第５回）御欠席委員の御意見について事務局が説明した。

【事務局】　田中稲子委員からの御意見について、読み上げさせていただきます。「資料のページ 4-13「生物多様性」において、動物・植物・生態系への照明影響を検討されるようですが、複数の屋外スポーツ施設や屋外駐車場が敷地境界付近に配置されています。一般に光害は人への影響も含まれます。通行車両や通行人への障害光や近隣居住者の睡眠障害につながることもあります。特にスポーツ施設の南東にあたる住宅地に対して配慮が必要と思われます。照明機器の選定や配置には十分に配慮していただきたいと思います。」という御意見をいただいております。

イ　指摘事項等一覧について事務局が説明した。

質疑、特になし

ウ　補足資料について事業者が説明した。

エ　質疑

【奥会長】　どうもありがとうございました。それでは、ただいまの御説明について、委員の方から御質問や御意見がありましたらお願いしたいと思います。挙手をしていただけましたら、私の方で指名させていただきます。いかがでしょうか。はい、中西委員、お願いいたします。

【中西委員】　はい、中西です。御説明ありがとうございました。前回、指摘になりまして、今回ある程度対応が示された事項ではあるのですが、リクエストといいますか、意見を表明させていただければと思います。

まず、指摘事項（等一覧）９ページの0-2で、今後の北地区の公園の公民連携手法についての関連部分になります。前回奥会長がまとめられたと思いますが、どのような物になるかということを想定しないとなかなか項目の選定、あるいはその後の評価も難しいのではないかという御指

	摘かと思います。私もそのように感じているところです。それに対して、今回の事業者の補足資料７ページの３番の説明の表（３．１）の下になりますね、「拡張した北地区も都市公園になるため」というくだりになって、ここである程度御説明があったというふうに思いますが、これについて指摘させてください。 公民連携の手法の特徴は、連携先が見つかって、連携先と話し合うことによってどのような施設が出てくるかということになるので、正直今の段階では分からないということが実態だと思います。そうしますと、環境影響評価としては実にやりにくいというのが本質的な御指摘だったと思いますし、これが正直それに確実に答えているかというと、答えていないなというふうに感じるところです。それで、どういうことかといいますと、項目については確かに追加がなくても大丈夫なのかなとは思うのですが、確実ではありませんし、要するにそれで良いと担保するものが今のところ示されていないのですね。かつ、項目が選ばれた後に、それを評価することもできないということになりますので、今後も含めて、これについて可能な限りこのようにしていただければなと私からリクエストさせていただければと思います。例えばここでいう３段落目、グランピングやキャンプ、アスレチック体験施設とか、飲食物販施設とか、それぞれかなり違う用途のものになるわけですね。ただ一方で事業者さんを募集する際に、仕様書を作るわけですね。その際には、これはできませんというネガティブリストを示されるはずだと思うのです。例えばここに立地はできないとか、最大の建物の大きさはこれぐらいになりますとか、高さはこれぐらいなりますとかですね。それを可能な限りこの場でも示していただくと、要は最大で建築されるものの外形まではある程度見えてくるのかなと思っています。今の段階ではそれすら示されていないので、漠然としてしまうのですけれども、やはり事業者さん、おそらく急ぎ選定の手続にのるということは検討されているでしょうから、その募集要項のようなものを作るときの議論をこちらでも御紹介いただいて、概ねこういうものを条件として出していると、大枠の大枠を示していただいて、その上でこの項目が十分か、あるいは項目を評価していくときにどう評価できるのかということを想定されると、この議論をここから進めることができるのかなというふうに考えております。ちょっと整理しきれていない部分もありますが、私の意見としてはとりあえず以上です。
【奥会長】	ありがとうございます。特に今、中西委員から御意見いただいたのは、仕様書では、おそらくこういったものは作れる、作れないといったようなところが示されるであろうから、そうしたネガティブリストについて、現時点でできればお示しいただけないかということでよろしいですか。
【中西委員】	そうですね、主にそのような感じです。つまり、この範囲だったらこういう建物で、この範囲の建物もできますよ。逆にここには建たないよとか、そういったところがある程度示されると、スケール感といいますか、この用途は出てこないなとか、あるいはこの大きさのものはできないというものが見えてくるかと思います。
【奥会長】	はい、そうですね。分かりました。では、事業者の方から御回答いただければと思いますが、いかがでしょうか。

【事業者】　はい、現在は公民連携に向けての募集要項の検討を、委員御指摘のとおり検討している最中でございます。その中でそういったようなこちらが想定する施設、また、こういったものは好ましくないというような一定の基準というのを示すということで検討しているところでございます。けれども、現段階でですね、審査会の皆様方に御議論いただくようなものが存在するかというと、現在のところ、まだ検討中ということになりますので、現段階で審査会の先生方の方にお示しして御議論いただく資料というのはないというのが現状でございます。

【奥会長】　中西委員、どうぞ。

【中西委員】　タイミングの問題としてはそうなのだろうなというふうに理解するのですけれども、そこは今急いでいただくことと、ここは動かないだろうということを示していただくことは、環境影響評価上は非常に重要かなと思っておりますので、急いでいただきたいというリクエストとしたいと思います。

【奥会長】　はい、ありがとうございます。今、検討していただいているその仕様書については、いつ頃固まる予定ですか。

【事業者】　今後、事業者さんの方へヒアリングですとか、サウンディング調査等を始めてまいります。その呼びかけの際に、一定程度の募集要項、正式な事業者公募の要項ではないですけれども、その手前の要項みたいなものを示していこうと考えております。それができ次第ですね、事務局を通じてアセスの先生方にも情報提供させていただきたいと考えておりますけれども、いかがでございましょうか。

【奥会長】　はい、それは是非お願いしたいと思うところですけれども、大体時期的にはいつぐらいかというのは。

【事業者】　現在、作成しているところでございますので、概ね９月、10 月ぐらいにはお示しできるかなと思います。

【奥会長】　はい、中西委員、どうぞ。

【中西委員】　はい、結構なことだと思います。是非、よろしくお願いします。

【奥会長】　では、今お答えいただいたような対応で、これから民間企業等に対してサウンディング等を行っていくに当たっての要項案を作っていらっしゃるということなので、それができ次第、情報共有をしていただくということでお願いいたします。

それでは、横田委員、どうぞ。

【横田委員】　補足資料の１点目の景観の調査地点を追加していただきまして、ありがとうございます。いい２地点だと思うのです。追加地点②を中央付近に置いていますけれども、園芸博の影響はどちらかというと堀谷戸川流域側の駐車場施設やゲートができて、大きな影響があるのではないかなというふうに思うのです。この北東角にされなかった理由というのが何かあるのかなと思いました。

あと、時期なのですけれども、予測の時期に関しては園芸博終了後の再整備を予測時期というふうに考えるのか、土地区画整理事業終了後の公園整備の段階での景観を考えるのか、この辺りの予測の時期について、もう１回教えていただきたいなというふうに思いました。２点お願いします。

【奥会長】　はい、よろしくお願いします。

【事 業 者】	１点目につきまして、追加地点②を真ん中にした理由については、現地でどういった視認ができるかというのを確認しまして、当然あの角の方も確認はしたのですけれども、瀬谷市民の森を背景とした公園の計画施設というのが網羅的に把握できる視点として選定させていただいております。また、パノラマ写真で撮影しますので、当然北側の部分についてもどういうふうな変化が見られるか、角地というところも評価が可能かというふうに考えております。 ２点目の予測時期につきましては、公園が全て完成した時期を想定しております。なので、園芸博の後を想定したものになると考えております。
【横田委員】	そうしますと、１点目の、北側の北東角の駐車場等の整備であるとか、園芸博のそのゲートエリアが再整備された後の景観が、追加いただいた地点②から評価できるというような地点だという理解でよろしいでしょうか。
【事 業 者】	はい、そのように考えております。
【横田委員】	是非このように、一番景観の変容の大きいところを含めて、調和を評価していただきたいなと思います。ありがとうございます。
【奥 会 長】	ありがとうございました。他はいかがでしょうか。 田中稲子委員、（補足資料）４の光害対策についていかがですか。
【田中稲子委員】	はい、回答いただいた内容で十分かと思いました。御配慮いただけるということでありがとうございます。
【奥 会 長】	はい、ありがとうございます。他はいかがでしょうか。 田中修三委員、どうぞ。
【田中修三委員】	暗渠化された相沢川の河川水を取水して水辺空間を創出するということになっているのですが、汲み上げる流量ですね、河川流量のうちのどれぐらいを汲み上げる、どれぐらいの水量を必要としているのかとか、その辺の検討はされていますでしょうか。
【事 業 者】	現在、詳細につきましては、検討をまさにしている最中でございますので、どれぐらいの量ですとか、どういった方法でということを現在検討している最中でございます。準備書段階でお示しできるように検討を進めたいと考えております。
【田中修三委員】	そうですか。１点気になるのはですね、汲み上げる流量によっては相沢川の流量が少なくなって流速がかなり落ちてしまって、いろいろなものが沈殿してしまうと。それが暗渠の中に溜まってしまうということも考えられますので、その辺に対してもどう対応するかをちょっと検討していただければいいと思います。よろしくお願いします。
【事 業 者】	はい、ありがとうございます。
【奥 会 長】	今の御指摘の点は、土地区画整理事業ではなくて、こちらの公園整備事業の方でやっていただけるということでよろしいですか。
【事 業 者】	切り回し自体は区画整理事業になりますけれども、本日御指摘いただきましたのは公園事業として御指摘をいただいておりますので、我々の方が責任を持ってですね、区画整理事業と調整をさせていただければと思います。
【奥 会 長】	はい、分かりました。では、その点をお願いいたします。田中修三委員、よろしいですか。

【田中修三委員】	結構です。
【奥会長】	はい、ありがとうございました。他はいかがでしょうか。 今見ているページ（補足資料６ページ）の修正文は、以前よりも非常に文意がしっかり通る分かりやすい文章になっておりますので、よろしいかと私は思います。 それと（補足資料）３点目の、先ほど中西委員からも御指摘いただいた点です。今後、要項については固まった段階でお示しいただくということではあるのですが、現時点で想定されているグランピングやキャンプといった施設を前提とした場合でも、修正届出書の添付資料の４－14ページに供用時の項目選定の理由、選定しない理由の表がまとめられておりますが、例えば騒音のところを見ますと、騒音の項目は選定されているのですけれども、ここで想定しているのは車両の走行に伴う騒音に限定されていて、施設の運営に伴う騒音の発生要因はありませんというふうに断定しています。やはり、どういう施設がそこにできるのかによっては施設の運営に伴う騒音というのもあり得るというふうに思いますので、ここは、この「なお書き」をそのまま妥当とするかどうかというところは、現時点ではそうは言い切れないのではないかというふうに思います。 それから、悪臭のところはバツになってはいますけれども、例えばグランピングやキャンプというのは火を使っていろいろ調理をするとか、そういうことをすれば臭いは当然発生するわけで、そういったことについては想定しなくていいのかといったような疑問も生じてきます。その辺はどういうふうにお考えなのか、事業者の方から御説明をいただきたいなと思ったところです。いかがでしょうか。
【事業者】	現時点の考えでございますけれども、まず騒音の方でございます。我々が現在想定しているキャンプですとか、グランピング等々の施設には通常、管理人が夜間いることが想定されております。管理人、管理者が夜間も常駐するということが多くございますので、そういった中でパトロールですとか看板設置等々によって、公園利用のマナー向上に努められるのではないかということを我々の方は考えております。 また異臭の方はですね、通常の公園利用、何をもって通常の公園利用というようなものかと思いますけれども、キャンプですとかグランピングにつきましては、通常バーベキューですとか、食事時間帯の短時間の利用での臭いの発生、それもバーベキュー等の臭いの発生なのかなと考えておりますので、ここで言うような悪臭というレベルではないというふうに事業者としては考えております。
【奥会長】	はい、分かりました。いずれにしても、何ができるかによって、この辺は本当にバツでいいのか、もしくは丸にしているところでも、限定的な影響だけを考えるということでいいのかというところの見極めがなかなか難しいというところです。今おっしゃっていただいたように、グランピングといってもキャンプのようなそういう利用であれば、今の御回答のとおりかと思いますが、できる施設によっては施設そのものが騒音発生させるということもあり得るわけで、遊園地にあるような施設のようなものが例えばできるとしたらですね。なので、その辺、何ができるのかに関わってくるところですので、場合によっては事後的に調査を要

するというようなこともあり得るのかなと思ったところです。
他はいかがでしょうか。挙手されている方はいらっしゃらないようですね。それでは、方法書、今修正届を出していただいたので、もう一度方法書手続が必要かどうかということを見極めるにあたって審議させていただいておりますが、方法書の手続の段階では、市民が意見書を提出する機会というのが手続上、担保されていたところですが、変更した事業計画に対しての市民の意見を聴取する、そういう機会というのが設けられるのでしょうか。そこを確認させてください。

【事業者】　方法書の修正届に関して、再度の説明会ですとか、市民意見募集を環境影響評価手続ということでやるという想定は現在しておりません。ただ、都市公園事業としてはですね、８月中の一月間、公共事業評価ということで市民意見募集を昨日まで行ってまいりました。計画の内容につきましては、こちらの修正届でお示しさせていただいている計画と公共事業評価の計画とは同じものでございますので、そういった意味で市民意見を聞くということにつきましてはですね、そちらの方でも聞けるのではないかというふうに考えております。

【奥会長】　はい、分かりました。そうですね、修正届出に対しての意見聴取の手続はアセス上はないので、別途公共事業の手続ですか、そちらの方でやられているということであればそれで良いと思うのですが、そちらで出された意見については、私どもと共有していただくということはできますか。

【事業者】　現在、集計をさせていただいております。また制度を所管している所管課と調整をさせていただきまして、アセスの先生方の方にも情報共有できるかどうか確認させていただき、できるということであれば速やかに情報共有させていただきたいと思います。

【奥会長】　はい、分かりました。それでは、そのようによろしくお願いいたします。はい、宮澤委員、どうぞ。

【宮澤委員】　宮澤です。ただいまの御議論、分かりましたけれども、公共事業の評価とそれから環境影響の評価というのは目的が違うのですね。そうした意味で、その公共事業の意見をこちらで利用するというのは、本来的には正しい位置付けではないと思いますので、このようにかなり大きな修正があるような場合には、改めて意見募集すると、その機会を与えるというのを将来的にですけれども、制度的に保障すべきかというふうに思います。ただただ、これでいいのだということにはならないだろうと思います。以上です。

【奥会長】　はい、ありがとうございます。こちらは事務局から何かお答えがあれば、お願いします。

【事務局】　そうですね、ただいまお話ありました公共事業評価制度の中で市民からの意見募集があり、その視点の一つに、確か環境配慮という部分があったかと思いますので、環境配慮という部分が含まれた形で意見募集していると思います。制度的には環境配慮というものが含まれていると思っております。

【奥会長】　はい、宮澤委員の御指摘はアセスの手続の中で、そこを担保すべきではないかという御意見ですね。将来的に条例改正をするなりして。

【宮澤委員】　そういうことです。

【事務局】　そうですね。検討させていただきたいと思います。
【奥会長】　今後の検討として。はい、宮澤委員。
【宮澤委員】　すみません。もう１回申し上げれば、確かに一面あるかもしれないのですね。公共事業評価に関しては、そういう環境の要素がですね。しかし、やっぱり違うのですよ。制度的に目的が明らかに違うわけですから、そこを一緒にするような解釈というのはちょっと無理があるかなと思いますので、先ほどの事業者の皆さんの説明は、ちょっと私としては納得いかないし、そういうのはある意味、強弁かなと思います。失礼しました。以上です。
【奥会長】　はい、御意見ありがとうございます。今後の検討事項とさせていただければと思います。

それでは、他にいかがでしょうか。よろしいですか。手は挙がっていないようですので、他にないようでしたら、事業者の方との質疑応答はここまでとさせていただきます。事業者の皆様、本日はどうもありがとうございました。御退室をお願いいたします。

（事業者退出）

オ　審議

【奥会長】　それでは審議に入ります。追加の御質問、御意見がありましたら、お願いしたいと思います。いかがでしょうか。追加ではございませんか。

それでは、事務局に確認いたしますが、今後、事業者の方に補足説明を求めるような事項、本日御意見いただいたことを踏まえて何かありますでしょうか。事業者からの回答は、現時点では、何も具体的には示せないという、そういう結論だったかとは思いますが、どうでしょう。
【事務局】　先ほど、景観につきましては、横田委員の方から地点についてはよろしいということ、修文につきましても良いのではないかということ、光害についても田中稲子委員からよろしいのではないかということでした。３つ目の評価項目に関してですが、中西委員の方から評価項目としてはよろしいのではないかということで、ただ担保としまして、要項なりそういったところで何かしら書いていくといったところを、そういった時期に来れば審査会の方にも情報提供をいただきたいといったことかと思います。そういうふうに考えますと、現時点で更に事業者からの補足が必要な事項というところは、説明が終わったのではないかなと考えてございます。そうしますと、次回事務局にて答申案の作成に移りますので、答申案の方向性について御審議いただければと思います。
【奥会長】　はい、そうですね。あと、田中修三委員から御指摘のあった相沢川からの取水量と、それによって相沢川に影響が出るのではないかということがありましたが、これも今後の土地区画整理事業の事業者との調整でしっかりと評価の対象として、評価項目として選定して評価していくということでしたので、それはそれでその結果を後でまた示していただくということですよね。
【事務局】　そうですね。確か事業者の方が準備書でお示しをしますよという話をしています。
【奥会長】　はい、分かりました。今の整理でよろしいでしょうか。

よろしければ、答申案の方向性についての御意見をいただくというこ

とになります。事業者からは修正後の新事業計画について説明をしていただいて、その計画に基づいた評価項目の選定、調査、予測手法についても説明があり、皆様に御審議いただいて、新たな調査地点は追加するということで、景観については御説明があったところです。この内容で環境影響評価項目および調査、予測手法は妥当だというそういう結論でよろしいですか。このまま、アセスの調査、予測、評価に進んでいただくということでよろしいですか。その結果、準備書でお示しいただくということになります。そうなりますと、再度方法書の手続を改めて行う必要はないということになりますが、それでよろしいですか。

【事務局】　事務局から失礼いたします。片谷委員が手を挙げております。

【奥会長】　そうですね、すみません。片谷委員どうぞ。

【片谷委員】　はい、ありがとうございます。方針としては、改めてということではないということでいいと思いますが、先ほど、会長が、事業者がおられるときに指摘されたように、やや不明点があるという印象があります。ですので、今後の計画の具体化によって新たな環境影響があり得るような場合の対応をきちんとするように、といった文言を入れておいた方がいいのではないかと思いました。以上です。

【奥会長】　ありがとうございます。大変重要な点だと思います。これは答申の中にそのように文章を入れていただくという、そういう御提案ですね。それでは、今の御提案を受けて、答申案を作っていただくということになります。改めて確認いたしますが、改めて方法書の手続を行う必要はないというそういう結論でよろしいでしょうか。

はい、うなずいていらっしゃいますね、皆様。はい、ありがとうございます。それでは、そういうことにさせていただきまして、事務局はその方向で答申案を作成してください。

【事務局】　はい、分かりました。

【奥会長】　はい、お願いいたします。

では、他に御意見等ないようでしたら、本件に関する審議はこれで終了とさせていただきます。

（２）２０２７年国際園芸博覧会　環境影響評価方法書について

ア　前回（第５回）御欠席委員の御意見について事務局が説明した。

【事務局】　田中稲子委員からいただいた御意見を紹介させていただきます。

「方法書2-26ページを拝見すると、施設運用に係るエネルギーについて、施設そのもの、採用する設備機器、それらのマネジメントシステムまで含めて、かなり積極的に削減に取り組む計画のようです。園芸博覧会で発信するには相応しい計画だと感じています。」という御意見がありました。

「いくつかの質問があります。」ということで、まず１点目、「建設施設は全て仮設建築でしょうか。又は、園芸博覧会後継続利用される建築物も含まれるのでしょうか。仮設建築の場合でもZEB-Ready（ゼブレディー）認証を取得している事例があるようですが、園芸博覧会後に継続利用される施設があれば、特にZEB（ゼブ）認証の取得を目指すと明記しても良いように思います。」という御意見です。

２点目として、「園芸博覧会の性質上、開催時に灌水や散水のための上

水の使用や下水処理にかかる温室効果ガス排出量は少なくない量のように思いますが、方法書6-3ページの植栽管理に伴う二酸化炭素排出量には含まれるのでしょうか。また、雨水利用に努めるなど何らかの対策は計画されていますか。」というものです。

最後に、「方法書 2-26 ページにおいて、炭素固定の資材として木造や木質化の検討をされるようですが、ウッドマイルズの観点からも国産材はもちろんのこと地域材も積極活用することが望まれますが、検討の予定はあるのでしょうか。SDGs の目標期間内の催し物でもあり、地域の人工林の資源循環や水の循環を考える場を園芸博覧会で提供する意義は大きいものと思います。」という御意見をいただいております。

イ　指摘事項等一覧について事務局が説明した。
　　質疑、特になし

ウ　補足資料について事業者が説明した。

エ　質疑

【奥 会 長】　御説明ありがとうございました。それでは、委員の方からただいまの御説明に対して何か御質問等ございますでしょうか。田中稲子委員、お願いいたします。

【田中稲子委員】　御回答いただきましてありがとうございます。（補足資料）10－2 の「植栽管理に伴う二酸化炭素排出量の算定対象について」の見解ですけれども、主には燃料ですとか電気の使用が CO2 排出量の算定の対象ということではあるのですが、今回散水に伴う水は地下浸透ということではあったのですが、方法書を見ると、有料来場者数 1,000 万人以上ということを考えると、下水の処理量というのは相当あるのかなと想像します。下水に関しては、上水以上に温室効果ガスが発生するということが分かっていますので、やはりそのあたりはきちんと算定されて、できるだけ下水処理に伴う温室効果ガスが出ないような努力をされるという方が良いのではないかなと思いました。それがちょっと気になった点です。

他の回答のところですけれども、建物に関しては多くが仮設ということですが、仮設と恒久的な施設を含めて ZEB（ゼブ）認証ですとか、ZEB-Ready（ゼブレディー）認証を目指すということですので、そういった形で適切に評価した上で対策を検討いただければよろしいのではないかと思いました。

あと、国産材に関して、地域材の活用もということで指摘したのですが、指摘のポイントとしては、もちろん脱炭素ということも想定してのコメントではあるのですけれども、やはり国際博覧会で 1,000 万人規模の来場者に対して、環境に対する保全措置を行っていることを PR する場でもあると思いますので、そういった保全措置を取るだけではなくて、その取った保全措置を PR するような場としても使っていただきたいと。横浜、神奈川のそういった環境政策や姿勢、技術というものを示す場としていただきたいなと思ったので述べた次第です。以上です。

【奥 会 長】　ありがとうございます。それでは事業者の方から、やはり下水の処理に伴う温室効果ガスの排出について、今それも算定した方が良いのではないかということですが、そこはいかがですか。

【事 業 者】　よろしくお願いします。御意見いただきましてありがとうございます。下水の処理についてもですね、算定できるかどうかしっかり検証し

ていきたいと思っております。水道の方は、原単位がホームページなどでも公開されていますので、算定しやすいと言いますか、ある程度目処がつくのかなということで記載させていただいたのですけども、下水についてはどういう形でやるのかといったところを整理した上でですね、準備書の方で何らかの形でお示しできればなというふうに考えております。

【田中稲子委員】　ありがとうございます。他自治体で、下水処理の電力に伴う温室効果ガスだけではなくて、下水処理で発生する一酸化二窒素であるとか、メタンの発生量も含めて温室効果ガスを算定している自治体等がありますので、おそらく試算する根拠みたいなものは見つかるのではないかなというふうに思いますので、是非お願いしたいと思います。以上です。

【奥会長】　はい、ありがとうございます。田中稲子委員、ちょっと確認させていただきたいのですが、下水は下水処理場で処理されるわけですけれども、いわゆる Scope3（スコープ３）として、下水処理場で、この園芸博に伴って排水される下水を処理する際に使うエネルギーとそれに伴う排出量、そこも Scope3（スコープ３）として把握した方が良いのではないかということですか。

【田中稲子委員】　はい、必ずしも電力ではなくて、下水処理のときの汚泥処理の際に地球温暖化係数の高い物質がかなり排出されるということも分かっていて、自治体によってはそういったところまで評価の対象にしていますので、電力だけを対象にしないで、やはり下水量が増えてその処理に伴って温室効果ガスが発生しているのであれば、それを軽減することに努めていただきたいという趣旨になります。

【奥会長】　下水処理場の操業に伴って出る分については、下水処理場からの排出分として本来は把握されているはずですけれども、そこに園芸博が寄与している部分は園芸博として、いわゆる Scope3（スコープ３）の部分ですね、そこを把握した方がいいのではないかということですか。寄与の割合がかなり高いのではないかという御趣旨ですかね。

【田中稲子委員】　はい、1,000 万人規模が利用して、どの程度のインパクトを与えるかというのもちょっと私自身は分かっていませんけれども、それが無視できない規模であれば、適切な措置をしていただきたいという趣旨になります。

【奥会長】　はい、分かりました。どの程度なのかというところを試算してみないとですね。

【田中稲子委員】　そうですね。

【奥会長】　いかがですか。先ほど御検討いただけるということなので、やっていただけるのであればいいかと思いますが。

【事業者】　すみません、プレック研究所の方から補足させていただければと思います。

【奥会長】　お願いします。

【事業者】　先ほど Scope3（スコープ３）としてという会長からの御指摘もございましたが、今回補足資料にもありますとおり、上水道からの排出分を参考値として出したいということを考えておりました。ですので、同じように、下水道からの分も参考値として算出できればというふうに考えております。以上です。

【奥会長】　はい、分かりました。
【事業者】　すみません、もう一点補足させてください。我々としてもですね、こういった御意見いただいていますので、真摯に受け止めまして何らかの形で算定できるかというのをしっかり検証しようと思うのですが、他都市でやっているから横浜市でできるかといったところはですね、なかなかデータがあるかどうかも確認しなければいけませんので、できる範囲でという言い方はあれなのですけれども、我々としてもですね、努力はしていきたいということでお答えさせていただきます。
【奥会長】　はい。その辺をどのように、どこまでお示しいただけるかを御検討いただいて、その結果については、準備書の段階になるのでしょうか。
【事業者】　はい。
【奥会長】　お示しいただければと思います。
【事業者】　準備書までに整理してお示しできればというふうに考えております。よろしくお願いいたします。
【奥会長】　ありがとうございます。田中稲子委員、よろしいですか
【田中稲子委員】　はい、ありがとうございます。よろしくお願いします。
【奥会長】　他の委員の方からいかがでしょうか。補足資料の内容以外のところでも構わないと思いますがよろしいですか。挙手されている方いらっしゃらないようですね。それでは、方法書全体を通しても特にないということでございましたら、事業者の方との質疑応答はここまでとさせていただきます。それでは、事業者の皆様どうもありがとうございました。御退出をお願いいたします。
【事業者】　ありがとうございました。
（事業者退出）

オ　審議

【奥会長】　それでは審議に入ります。追加の御質問や御意見がありましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。特にないようですので、本日で事業者による補足説明は全て終了したということで、委員の皆様よろしいでしょうか。よろしいですね。
それでは事務局は答申をまとめるにあたって、審議内容について確認するために、次回は検討事項一覧を作っていただくということでお願いしたいと思います。
【事務局】　はい、分かりました。
【奥会長】　それではそのようにさせていただきます。他によろしいでしょうか。よろしければ本件に関する審議はこれで終了といたします。
本日の審議内容につきましては後日、会議録で御確認くださいますようお願いいたします。以上をもちまして、本日予定されていた議事は全て終了いたしましたので、事務局にお返しいたします。
【事務局】　それでは本日の審議については終了いたしました。傍聴の方は御退出をお願いいたします。
（傍聴者退出）

資　　料	・（仮称）旧上瀬谷通信施設公園整備事業　事業内容等修正届出書に関する指摘事項等一覧　事務局資料 ・（仮称）旧上瀬谷通信施設公園整備事業　事業内容等修正届出書に関する補足資料　事業者資料 ・２０２７年国際園芸博覧会　環境影響評価方法書に関する指摘事項等一覧　事務局資料 ・２０２７年国際園芸博覧会　環境影響評価方法書に関する補足資料　事業者資料